

Ⅱ 第3次島田市環境基本計画の取組内容

第3次島田市環境基本計画では、目指すべき将来像を「大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ ～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～」と設定し、それを実現するための取組を推進しています。5つの大きな取組ごとに数値目標も設定し、目指すべき将来像の実現を目指します。

ここでは、取組ごとの数値目標とそれに基づいた施策について、令和5年度の市の計画を掲載します。

目指すべき将来像

大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ
～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～

目指すべき将来像を 実現するための基本方針

脱炭素の取組を通じた地域活性化

- ・エネルギー効率向上と再生可能エネルギーの導入促進
- ・環境政策に取り組む各主体の取組の実施と連携・協働
- ・自然と人が共生する豊かな環境の継承

ゼロカーボンシティ戦略 (2050年脱炭素までのロードマップ)

- エネルギー効率の向上
- 再生可能エネルギーの導入・利用促進
- 吸収源対策の推進

温室効果ガス排出量削減目標

2030年度の目標
2013年度比で46%以上の削減

取組 1 脱炭素社会への挑戦

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画】

指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
市域全体における温室効果ガスの年間排出量	909.8 千 t-CO ₂	579.5 千 t-CO ₂ 以下

取組 2 循環型社会の構築

指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
1人1日当たりのごみ排出量	844g	760g

取組 3 自然との共生

指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
森林整備面積	191.85ha	310ha

取組 4 暮らし環境の向上

指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
大井川の環境基準(BOD)達成率	83%	80%以上

取組 5 環境教育・活動の充実

指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
アース・キッズ事業参加者数 (累計)	4,561 人	10,000 人

取組	基本施策	施策
取組 1 脱炭素社会への挑戦 【地球温暖化対策実行計画・気候変動適応計画】	1-1 エネルギー効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭部門のエネルギー効率向上 ・産業・業務部門のエネルギー効率向上 ・運輸部門のエネルギー効率向上
	1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に裨益*する(地域主導型・協働型)再生可能エネルギーの導入促進
	1-3 総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・吸収源対策 ・環境配慮行動の促進 ・連携・協働
	1-4 地球温暖化への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業に関する適応策 ・水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策 ・人の健康や生活に関する適応策
取組 2 循環型社会の構築	2-1 ごみ減量・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別、減量化の推進 ・3Rの推進
	2-2 サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの資源化 ・シェアリングの推進 ・資源循環の促進
	2-3 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の適正な運用 ・ごみのないまちづくりの推進
取組 3 自然との共生	3-1 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環の確保 ・緑地の保全 ・森林の保全・再生 ・農地の保全
	3-2 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の保全・管理 ・自然とのふれあいの促進 ・生態系の保全 ・里地里山の保全
取組 4 くらし環境の向上	4-1 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源の保全 ・大気の保全 ・良好な生活環境の確保
	4-2 ストックとしての価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり ・ウォークアブルなまちづくり* ・グリーンインフラ*やEco-DRR*の推進
取組 5 環境教育・活動の充実	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の推進 ・人材育成 ・環境情報の発信・活用

第3次島田市環境基本計画の取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	本年度計画	担当課
1	1-1 エネルギー効率の向上	家庭部門	住宅の高断熱・高气密化、家庭用機器の効率化、ライフスタイルの転換の促進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。	情報提供や補助制度の創設を検討する。	環境課
2	1-1 エネルギー効率の向上	家庭部門	市民の環境配慮行動を啓発します。	第3次島田市環境基本計画の冊子を印刷し、情報公開コーナー及び図書館への配架するとともに、ホームページに掲載し、市民の望ましい取組みを発信する。	環境課
3	1-1 エネルギー効率の向上	産業・業務部門	省エネルギー設備・機器の導入、店舗・業務用ビルのZEB化の推進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。	自治会等が、省エネ型照明器具による防犯灯に交換するための経費、または、新たに設置するための経費に対して補助金の交付を行い、市内の防犯灯の省エネ型照明器具導入の促進に努める。 予算 7,528,000円	市民協働課
3	1-1 エネルギー効率の向上	産業・業務部門	省エネルギー設備・機器の導入、店舗・業務用ビルのZEB化の推進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。	情報提供や補助制度の創設を検討する。	環境課
4	1-1 エネルギー効率の向上	産業・業務部門	公共施設の改修の機会を活用した積極的な省エネ化・ZEB化、未利用熱の利用に努めます。	公共施設の改修の機会を活用し、積極的な省エネ化・ZEB化、未利用熱の利用に努める。	施設所管課
5	1-1 エネルギー効率の向上	産業・業務部門	事業者に対して、エコアクション21の認証取得支援や気候変動に対応した経営戦略の開示(TCFD)、脱炭素に向けた目標設定(SBT)、電力を100%再生可能エネルギーで賄う取組(RE100)等、脱炭素経営への転換についての情報提供を行います。	<商工課> 省エネ化促進事業…原油価格高騰・物価高騰に伴う市民及び事業者の負担を軽減するため、職場及び住居環境の省エネ化に要する費用の一部を補助する。	商工課
5	1-1 エネルギー効率の向上	産業・業務部門	事業者に対して、エコアクション21の認証取得支援や気候変動に対応した経営戦略の開示(TCFD)、脱炭素に向けた目標設定(SBT)、電力を100%再生可能エネルギーで賄う取組(RE100)等、脱炭素経営への転換についての情報提供を行います。	<環境課> 事業者に対して、エコアクション21の認証取得支援を行う。	環境課
6	1-1 エネルギー効率の向上	運輸部門	電気自動車などの次世代自動車の普及とゼロカーボンドライブの普及を推進します。	<資産活用課> 島田ガス共同企業体との協定に基づき、EV車両1台及び充放電器を導入する計画。	資産活用課
6	1-1 エネルギー効率の向上	運輸部門	電気自動車などの次世代自動車の普及とゼロカーボンドライブの普及を推進します。	<環境課> 普段、自動車・二輪車で通勤する職員(臨時・嘱託を含む)を対象として、毎月1回以上ノーカーデーを実施し、ゼロカーボンドライブの普及を推進する。	環境課
7	1-1 エネルギー効率の向上	運輸部門	賑わい交流拠点整備の乗換利便性を向上させ、パーク&ライドを推進するほか、環境負荷の低い交通手段への転換を図ります。	<内陸フロンティア推進課> 官民4者連携の協議を継続し、交通乗換機能の充実にに向けた施策を実施する事業者を補助する。また、来年度の実証運行に向けた方針決定を行う。	内陸フロンティア推進課

第3次島田市環境基本計画の取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	本年度計画	担当課
7	1-1 エネルギー効率の向上	運輸部門	賑わい交流拠点整備の乗換利便性を向上させ、パーク＆ライドを推進するほか、環境負荷の低い交通手段への転換を図ります。	<生活安心課> 実証実験が行われる際には協力する。	生活安心課
8	1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	地域に裨益する(地域主導型・協働型)再生可能エネルギーの導入促進	「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギーの活用について、調査検討を行い再生可能エネルギーの導入目標を定めます。その上で、地域での再生可能エネルギー設備の導入につなげます。	しずおか中部連携中枢都市圏で実施する「脱炭素先行地域づくり」可能性調査業務の中で、脱炭素先行地域の候補地を検討し、太陽光発電のPPAでの導入を中心に、再生可能エネルギー導入の検討を行う。	環境課
9	1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	地域に裨益する(地域主導型・協働型)再生可能エネルギーの導入促進	PPAモデルやリース契約による初期投資なしでの屋根等への太陽光発電設備の導入などによる公共施設への太陽エネルギー利用設備の設置に努めるほか、ごみ焼却施設の廃熱や温泉付随ガスを利用して発電し、エネルギーの有効利用を図ります。	<資産活用課> 新庁舎へ島田ガス共同企業体との協定に基づき、PPAモデルによる太陽光発電設備を設置する計画。また、市民の卒FIT電気(再エネ)を市の公共施設で使用する計画。島田ガス(株)によるLED工事は7施設を実施する。LED化事業は令和5年度で完了する。	資産活用課
10	1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	地域に裨益する(地域主導型・協働型)再生可能エネルギーの導入促進	家庭への太陽光発電設備の導入促進のため、県が実施する太陽光発電設備の共同購入事業や0円ソーラー事業の情報発信を行います。	県が実施する「太陽光発電設備等共同購入支援事業」に協力し、広報紙やホームページへの掲載、施設へのチラシの配架、ポスター設置などを行い、参加者を募る。	環境課
11	1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	地域に裨益する(地域主導型・協働型)再生可能エネルギーの導入促進	定置型蓄電池や電気自動車・プラグインハイブリッド車(EV・PHEV)、給湯機器等と組み合わせることによる再生可能エネルギーの利用の拡大を図ります。	蓄電池やEVなどのDRとしての利用について研究する。	環境課
12	1-3 総合的な取組	吸収源対策	市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、その吸収源となる森林・緑地の保全・整備を推進するとともに、スマート林業について調査研究を行います。	温室効果ガス削減が目的ではないが、県が事務局を運営する「おいがわスマート林業研究会」に参加し、スマート林業に関する情報交換や実証実験を行っていく。	農林整備課
13	1-3 総合的な取組	吸収源対策	大井川流域産材を活用した新築木造住宅に対する支援を促進します。	大井川流域産材を使用した新築の木造住宅を特定建築業者に建築させた者に対し、補助金を交付します。大井川流域産材の利用を促進することで、森林環境の保全を図るとともに、木材利用の喚起による林業・木材業・建築業などの地域産業の経済活性化に取り組む。	農林整備課
14	1-3 総合的な取組	吸収源対策	公共施設や道路、工場敷地内の緑化などのグリーンインフラの導入を推進するほか、緑地の確保や生け垣づくりの支援等みどり豊かなまちづくりを進めます。	<建設課> 島田市ホームページ等に生け垣づくり補助金制度について掲載。	建設課
14	1-3 総合的な取組	吸収源対策	公共施設や道路、工場敷地内の緑化などのグリーンインフラの導入を推進するほか、緑地の確保や生け垣づくりの支援等みどり豊かなまちづくりを進めます。	<都市政策課> 緑地の設置が要件となる土地利用事業計画承認申請案件について、適切に指導を行う。	都市政策課
15	1-3 総合的な取組	環境配慮行動の促進	市民への環境配慮行動や地産地消を啓発するとともに、市役所でのグリーン購入調達を推進します。	市の物品購入は可能な限りグリーン購入とし、グリーン調達率90%以上を目標とする。	環境課

第3次島田市環境基本計画の取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	本年度計画	担当課
15	1-3 総合的な取組	環境配慮行動の促進	市民への環境配慮行動や地産地消を啓発するとともに、市役所でのグリーン購入調達を推進します。	「ゼロカーボンシティ宣言」に合わせて、地球温暖化防止対策・省エネルギー対策の推進行動のひとつとしてクールビズ・ウォームビズの通年実施を検討する。議会や市民参加の会議、式典への出席など、社会通念上必要と考えられる場合のネクタイ、上着の着用については、必要に応じて対応する。	人事課
16	1-3 総合的な取組	環境配慮行動の促進	地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高めるとともに、各種イベントや学校給食を通して地場産物の消費拡大を図ります。	<p><農業振興課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページや関係団体に朝市や地産地消イベントの開催情報を発信し、地産地消の推進を図っていく。 ・各種イベントに参加し、生産者と消費者が直接交流する機会をつくることにより地産地消の推進を図る。 ・野菜栽培講習会を開催し、地産地消への関心を高める。 ・農業祭を開催し、地産地消の推進を図る。 	農業振興課
16	1-3 総合的な取組	環境配慮行動の促進	地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高めるとともに、各種イベントや学校給食を通して地場産物の消費拡大を図ります。	<p><学校給食課></p> 学校給食において島田市産の農産物を使用し、地産地消の消費拡大を図る。	学校給食課
17	1-3 総合的な取組	連携・協働	地球温暖化対策の推進のため、(仮称)ゼロカーボンシティ推進協議会を設置し、情報共有と事業の加速を図ります。	(仮称)ゼロカーボンシティ推進協議会を設置する。	環境課
18	1-4 地球温暖化への適応	農林業に関する適応策	国・県等の情報を基に、気候変動による林業への影響についても把握できるよう検討していきます。	国・県等の情報を基に、気候変動による林業への影響について把握できるよう検討していく。	農林整備課
19	1-4 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	今後の影響を考え、大井川地域地下水協議会が行う湧水量調査に協力します。	地下水採取者へ採取量報告書の提出を求めることにより地下水の適正利用を推進する。 また、大井川地域地下水利用対策協議会の事務局として大井川地域の地下水位・塩水化・湧水量の監視を実施する。	環境課
20	1-4 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	地下水涵養のため、雨水浸透施設の普及に努めます。	雨水浸透ます設置 28基	都市政策課
21	1-4 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	表流水は季節変動を受けやすいため、渇水期に不足が生じた際には予備水源からの取水による補完を検討します。	渇水期の降雨の減少に対応し、他の水利関係者と歩調を合わせ稲荷浄水場での取水制限を行い、配水量とのバランスを考えながら必要に応じて不足分を予備水源から取水する。	水道課
22	1-4 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	野生鳥獣による農作物被害状況報告に基づき、気候変動の影響についても検討していきます。	農作物被害状況報告に基づき、鳥獣による被害状況の把握に努める。ただし、気候変動による影響との因果関係を把握することは困難である。	農林整備課
23	1-4 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	外来種については情報不足のため、現状の調査を行うほか、新たに特定外来生物が発見された場合は県と情報共有し、対応を検討していきます。	外来種については、県の説明会等に参加し、新たに発見した場合は駆除や県と情報提供するなど適切に対応する。 現在、確認されているものについても、駆除又は生息域がこれ以上拡大しないように対応していく必要がある。	環境課
24	1-4 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	洪水ハザードマップを作成・配布し、洪水のリスク周知を行うとともに、市独自で水位計を設置して市民が自ら避難の判断ができるよう情報提供を行います。	5月から6月の間に、市内6ヶ所で洪水・土砂災害ハザードマップ説明会を開催し、ハザードマップの見方や活用方法の周知を図る。	危機管理課

第3次島田市環境基本計画の取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	本年度計画	担当課
25	1-4 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	地区の防災マップ作成の推進・援助をして、地域の危険箇所を住民に周知します。	地区の防災マップ作成の推進・援助をし、地域の危険箇所を住民に周知する。	危機管理課
26	1-4 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	治山・林道施設の整備を推進し、森林を有する水源涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図っていきます。	治山・林道施設の整備を行い、森林を有する水源涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図る。	農林整備課
27	1-4 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	出前講座等を通して災害の特徴や身を守る方法を啓発するとともに、土砂災害を対象とした避難訓練を実施して人的被害の軽減に努めます。	出前講座の実施を通じ、災害対応や防災意識の向上を図る。また、6月に阿知ヶ谷地区において土砂災害防災訓練を実施する。	危機管理課
28	1-4 地球温暖化への適応	水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	正確な情報の収集に努め、避難情報等、的確な情報提供を迅速に実施します。	同報無線放送や島田市防災メール、島田市公式LINE等で災害を予防するために迅速に情報提供をする。また、島田市防災メールのTwitterとの連携や多言語配信に取り組む。	危機管理課
29	1-4 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	気温35℃以上でホームページへの掲載と同報無線で熱中症に対する注意喚起を行うとともに、静岡地方気象台から熱中症警戒アラートが発表された場合ホームページを更新します。	・熱中症アラートが発表された際、ホームページへの掲載と同報無線により注意喚起を行う。併せて庁内への情報提供を行う。 ・当該主催の行事において出席者に啓発用うちわを配布の上、熱中症防止の呼びかけを行う。	健康づくり課
30	1-4 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を推進します。	市有施設のグリーンカーテンの設置を推進する。また環境月間にて、島田図書館の展示スペースにてグリーンカーテン用のアサガオの種を配置するなど、市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を推進する。	環境課
31	1-4 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	ヒトスジシマカによるデング熱などの感染症について、ホームページへ掲載し、情報提供を行います。	・静岡県から感染症に係る情報提供がなされた際、ホームページに掲載し、情報提供を行う。併せて庁内への情報提供を行う。	健康づくり課
32	1-4 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気中濃度の変化について注意し、引き続き観測を続けます。	市内の大気中における硫黄酸化物濃度および窒素酸化物濃度を測定する。	環境課
33	1-4 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	急性期・救急医療体制として、志太榛原医療圏内の4病院で連携・補完しあい診療を行います。	①志太榛原地域救急医療体制協議会 / 年2回(R5.7月、R6、2月開催予定)	医事課
34	1-4 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	ライフラインの断絶に備え、備蓄資機材等の整備を進めるとともに、住民自身にも備蓄の啓発を行います。	避難所への想定避難者数に対して、不足している資機材の整備を進める。	危機管理課
35	1-4 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	災害時は早急に被害情報を把握し、迅速に道路啓開や応急復旧を実施できるような体制を整えます。	国や県など関係機関と、道路啓開体制の充実・強化に努める。	危機管理課

第3次島田市環境基本計画の取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	本年度計画	担当課
36	1-4 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	歴史的価値の高い文化財や文化伝統を継承する活動を行い、自然景観の保全や保存、維持する行動を継続します。	歴史的価値の高い文化財や伝統文化を継承する活動を行い、自然景観の保全や保存、維持することが環境保全につながることを意識した行動計画とする。	博物館課
37	1-4 地球温暖化への適応	人の健康や生活に関する適応策	静岡県から食中毒警報が出された場合、同報無線等で注意喚起を行うとともに、ホームページの更新も行います。	・静岡県から食中毒警報が出された場合、同報無線等で注意喚起を行うとともに、ホームページの更新も行う。併せて庁内への情報提供を行う。 ・食中毒防止強化月間(8月)に啓発用横断幕を本庁舎に掲出し、注意を呼び掛ける。	健康づくり課
38	2-1 ごみ減量・資源化の推進	①ごみの分別、減量化の推進	市民・事業者に対して、日常的なごみ減量に向けた取組の普及を図るとともに、市民参加型のごみ減量・資源化の取組を推進します。	市民や事業者に対して、分別・ごみ減量に関する周知啓発を行う。	環境課
39	2-1 ごみ減量・資源化の推進	①ごみの分別、減量化の推進	食べきり運動や、企業・飲食店から子ども食堂への食材提供などを通じて、食品ロスの発生抑制に向けた広報・啓発に努めます。	生まれ育った環境により、子どもの将来が左右されることのないよう、特別な事情により社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援を行う。	子育て応援課
40	2-1 ごみ減量・資源化の推進	①ごみの分別、減量化の推進	使い捨てプラスチックごみの発生抑制、紙等の環境への影響が少ない素材への転換などの取組を、市民・事業者の様々な主体とともに推進します。	市民や事業者と協力しながら、使い捨ての発生抑制や環境への負荷が少ない素材を推進していく。	環境課
41	2-1 ごみ減量・資源化の推進	②3Rの推進	市民に対するごみ分別の普及を図るとともに、市民団体などによる自発的な資源物回収やフリーマーケット・バザーなどの活動を支援し、ごみの資源化を推進します。	古紙等資源を集団回収する団体に対し、その実績に応じて奨励金を交付する。	環境課
41	2-1 ごみ減量・資源化の推進	②3Rの推進	市民に対するごみ分別の普及を図るとともに、市民団体などによる自発的な資源物回収やフリーマーケット・バザーなどの活動を支援し、ごみの資源化を推進します。	図書館資料として使命を終えた本や保存期間が満了した雑誌を除籍し、市内の団体や個人に無料配布することで資料の有効活用を図り、市民のリユースに対する関心を高め、またごみとして排出する古書の数量を減らす。	図書館課
42	2-1 ごみ減量・資源化の推進	②3Rの推進	事業者に対しては、事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導、事業系食品廃棄物等の資源化推進に努めます。	事業者に対して資源化取組の指導を行い、食品廃棄物の削減及び資源化の推進を行っていく。	環境課
43	2-1 ごみ減量・資源化の推進	②3Rの推進	ペーパーレス化、行政手続きのDX化により、紙ごみを削減します。	①文書管理システム(電子決裁システム)を導入し、令和5年10月から全庁で運用を開始する。文書の電子化及び庁内の事務手続のペーパーレス化に取り組み、紙の使用量及び古紙の廃棄量の削減を図る。 ②新庁舎移転に伴い、新庁舎で執務するすべての職員が利用する複合機を更新する。複合機連携認証システムを導入することで、紙の使用量及び古紙の廃棄量の削減を図る。 ③クラウド型電子本棚を導入することで、議案やその付属資料の印刷を廃止し、議案等をペーパーレス化する。 令和5年6月定例会から紙との併用運用。令和5年11月定例会から電子本棚のみの本格運用を開始。	行政総務課

第3次島田市環境基本計画の取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	本年度計画	担当課
44	2-2 サークュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	①ごみの資源化	地域で発生した有機廃棄物の地域資源としての活用を図ります。	地域で発生する有機廃棄物の地域資源としての活用を検討していく。	環境課
45	2-2 サークュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	①ごみの資源化	家庭から排出される生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入に対して補助金の交付を行うとともに、生ごみ資源化の手法について調査・研究を行います。	生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付し、家庭から排出される生ごみの資源化を促進する。	環境課
46	2-2 サークュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	①ごみの資源化	田代環境プラザでのごみ資源化(スラグ・メタル)、食品関連事業者から排出される生ごみや剪定枝の堆肥化を推進します。	田代環境プラザでのごみ資源化(スラグ・メタル)を推進し、全量有効利用を図る。 田代環境プラザにおいて生ごみ・剪定枝の堆肥化、販売、配布を実施し、有効利用を図る。	環境課
47	2-2 サークュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	②シェアリングの推進	市民一人ひとりが持つ、モノ・場所・技能などをシェアする経済の普及について、広報紙やホームページ等を通じた啓発と市民や事業者の活動支援に努めます。	共有経済(シェアリングエコノミー)について普及に努めていく。	環境課
48	2-2 サークュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	③資源循環の促進	資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を旨とする「循環経済(サーキュラーエコノミー)」について、啓発と普及に努めます。	循環経済(サーキュラーエコノミー)について普及に努めていく。	環境課
49	2-3 廃棄物の適正処理	①ごみ処理施設の適正な運用	田代環境プラザを適正に維持管理します。	排ガスに含まれる①ばいじん、②硫酸化合物、③窒素化合物、④塩化水素、⑤水銀について2カ月に1回以上(ダイオキシン類は毎半年2回)の検査を実施し、地元協定値以下の環境目標値を維持した運転を実施する。	環境課
50	2-3 廃棄物の適正処理	②ごみのないまちづくりの推進	「ごみのない美しいまちづくり条例」に基づき、不法投棄の防止に向けて、パトロールを定期的を実施するとともに、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。	島田市環境衛生自治推進協会と協力して地域別に5回不法投棄パトロールを実施し、地域の環境美化活動の推進に努める。	環境課
51	2-3 廃棄物の適正処理	②ごみのないまちづくりの推進	広報紙・パンフレット等の活用、看板掲示物等の設置を通じて、不法投棄防止のPRに努めます。	広報紙・パンフレット等の活用、看板等の設置行い、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎ資源の再利用化を促進する。	環境課
52	2-3 廃棄物の適正処理	②ごみのないまちづくりの推進	市内一斉環境美化活動や地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。	市内一斉環境美化活動(川ぎらい)の実施については、必要物資の配布や使用車両の補助金等で協力する。 また、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動に協力する。	環境課
53	3-1 自然環境の保全	①健全な水循環の確保	良質な地下水を確保するため、市街地への雨水浸透施設の整備や、雨水浸透ますの設置等を支援し、地下水の涵養を図る一方で、有害物質の地下浸透を防止の指導に努めます。	<都市政策課> 雨水浸透ます設置 28基	都市政策課
53	3-1 自然環境の保全	①健全な水循環の確保	良質な地下水を確保するため、市街地への雨水浸透施設の整備や、雨水浸透ますの設置等を支援し、地下水の涵養を図る一方で、有害物質の地下浸透を防止の指導に努めます。	<環境課> 地下水のダイオキシン類濃度の測定を実施する。	環境課

第3次島田市環境基本計画の取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	本年度計画	担当課
54	3-1 自然環境の保全	①健全な水循環の確保	流域市町との広域的な連携を図り、大井川の水資源の確保と水質の保全に取り組めます。	リニア中央新幹線の建設工事中及び供用後における大井川の水資源等に与える影響を継続的に確認し、将来にわたって環境が保全されるよう、流域市町と連携しながら引き続き対応していく。	戦略推進課
55	3-1 自然環境の保全	②緑地の保全	公園・緑地について、市民参加による維持管理などを通じて、身近で利便性の高い施設づくりに努めます。	公園愛護団体で、市内公園の清掃、除草等の作業を予定するとともに、公園愛護団体のない公園について、会の設立を図っていく。また必要な作業用品の配布を行う。	建設課
56	3-1 自然環境の保全	③森林の保全・再生	間伐等の森林整備に対する補助を行うなど、林業の振興と合わせた森林の保全・再生を推進します。	間伐等の森林整備に対する補助を行い、林業振興及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。	農林整備課
57	3-1 自然環境の保全	④農地の保全	農地集積や担い手の育成などを通じた農地の保全と農業振興に取り組み、生物多様性に配慮した農業を推進するほか、農業体験の場を提供することにより、荒廃農地を解消し、多面的機能の発揮に向けて農地の適切な維持管理を促進します。	令和6年度末までに地域計画の策定完了するために、今年度は、市内全域(R4六合地区で実施済みを除く)で農地利用の意向アンケート調査を実施して集計し、現況地図の作成を行う。それを基に農業委員会等と連携して地区別に担い手との話し合いを開催して、今後の農地利用の検討を開始する。	農業振興課
58	3-2 生物多様性の保全	①生物の保全・管理	環境に配慮した開発指導などにより、野生動植物の生息環境の確保に努めます。	<都市政策課> 調整池及び緑地の設置が必須となる土地利用事業計画承認申請(開発)案件について、適切に指導を行う。	都市政策課
58	3-2 生物多様性の保全	①生物の保全・管理	環境に配慮した開発指導などにより、野生動植物の生息環境の確保に努めます。	<環境課> 生物の多様性を保存していくために、開発の候補地が多様な生物が多く生息する場所であれば、その場所に対して、人の利用や開発などに制限をかけていく。	環境課
59	3-2 生物多様性の保全	②自然とのふれあいの促進	自然とふれあえる場として河川や里地里山などの地域資源を生かし、授業やイベント等を通じて環境教育の推進に取り組めます。	<学校教育課> ・サタデーオープンスクール 25回 ・サマーオープンスクール 5回 ・移動教室は、北部4校の交流事業として7日実施予定。 (北部4校と島一小、島二小、島三小が参加予定)	学校教育課
59	3-2 生物多様性の保全	②自然とのふれあいの促進	自然とふれあえる場として河川や里地里山などの地域資源を生かし、授業やイベント等を通じて環境教育の推進に取り組めます。	<社会教育課> 市内の小学校に在学する4年生から6年生の男女を対象に、「しまだガンバ！」活動として山村都市交流センターささまでキャンプを行い、自然とふれあう。	社会教育課
60	3-2 生物多様性の保全	③生態系の保全	外来種に関する情報収集や市民参加型のモニタリング調査などにより、動植物の生息環境の状況把握に努めるほか、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりの調査・研究に努めます。	<環境課> ・外来種については、県の説明会等に参加し、新たに発見した場合は駆除や県と情報提供するなど適切に対応する。現在、確認されているものについても、駆除又は生息域がこれ以上拡大しないように対応していく必要がある。 ・田代の郷整備事業では、ワンドやグリーンベルト(けもの道)の確保をしている。フシタカ等を含め生物多様性を保全し、今年度印刷するガイドブック等を活用して周知啓発をしていく。 ・水生生物調査等も実施し、現状を把握する。	環境課

第3次島田市環境基本計画の取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	本年度計画	担当課
60	3-2 生物多様性の保全	③生態系の保全	外来種に関する情報収集や市民参加型のモニタリング調査などにより、動植物の生息環境の状況把握に努めるほか、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりの調査・研究に努めます。	<建設課> 平面的で単調なコンクリートの護岸に対し、自然石を積んだだけの岸でも、石と石の間に隙間ができ、そこに小魚や昆虫などの小動物が生息する空間ができるので、自然石の石積ができないか、検討する。	建設課
61	3-2 生物多様性の保全	③生態系の保全	生物多様性を保全するため、世界農業遺産に認定された伝統的な茶草場農法の維持、継承を推進します。	・茶草場農法認定者更新1件 ・グリーンティツーリズム(茶草場農法体験)2件 ・PR出展2件 ・推進協議会への負担金支出及び事業遂行(茶草場農法で製造したお茶の優位性を示すための官能審査、Jクレジットへの登録検討)等	農業振興課
62	3-2 生物多様性の保全	④里地里山の保全	荒廃農地対策や間伐の支援、鳥獣被害の防止など、農業や林業の振興に向けた支援を行うとともに、里地里山の保全活動を体験する機会の創出に努めます。	<農業振興課> 【荒廃農地対策】農地パトロールの実施により、荒廃農地の現状把握に努めるとともに、荒廃農地の所有者に対して、耕作の再開や草刈等を行うよう農地管理の指導を行い、あるいは担い手を見つけて集積を促すように努めている。	農業振興課
62	3-2 生物多様性の保全	④里地里山の保全	荒廃農地対策や間伐の支援、鳥獣被害の防止など、農業や林業の振興に向けた支援を行うとともに、里地里山の保全活動を体験する機会の創出に努めます。	<農林整備課> 【鳥獣被害防止】 農林産物に対する鳥獣被害対策として、鳥獣による被害の防止を目的として設置する防護柵等の購入費に対して補助を行う。また、鳥獣被害対策実施隊による防除対策に関する助言や、要望に応じて地域勉強会を開催する。また、狩猟者団体による被害防止を目的とした捕獲に報償金を交付することで捕獲活動を促進する。 【林業振興】 林業関係団体の支援や間伐等の森林整備に対する支援を行っていく。	農林整備課
62	3-2 生物多様性の保全	④里地里山の保全	荒廃農地対策や間伐の支援、鳥獣被害の防止など、農業や林業の振興に向けた支援を行うとともに、里地里山の保全活動を体験する機会の創出に努めます。	<環境課> 里地里山の整備を考える中で、生物多様性、保護すべき生物についても周知啓発していく。	環境課
63	3-2 生物多様性の保全	④里地里山の保全	30by30やOECM認定について調査研究を行うとともに、事業者や団体が認定を受けられるように支援します。	令和5年度から企業や地域の管理する土地を認定する仕組みがスタートした。これは、どのように生物多様性を守ることに役立っているかを専門家が評価して、環境省が公式に自然共生サイトとして認定する仕組み。認定した自然共生サイトは、保護地域との重複を除いてOECMの国際データベースに登録される。周知啓発をするとともに、民間事業者等の取組を支援していく。	環境課
64	4-1 生活環境の保全	①水資源の保全	地下水の涵養に向けた森林整備を支援します。	地下水の涵養のためだけではなく、間伐等の森林整備に対する補助を行い、林業振興及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。	農林整備課
65	4-1 生活環境の保全	①水資源の保全	水質の定点監視を継続し、調査結果を広く公表するとともに、事故などによる有害物質や油の流出の未然防止に努めます。	市内河川の水質調査を実施する。	環境課
66	4-1 生活環境の保全	①水資源の保全	生活排水による水質悪化を低減させるため、事業計画が定められた公共下水道の管渠整備を推進するとともに、当該区域及びコミュニティプラントの整備地域以外は、合併処理浄化槽の設置及びくみ取り便槽、単独処理浄化槽からの付け替えを促進します。	○公共下水道管渠整備 中溝町・向島町地区の下水道管整備を行う。 ○合併処理浄化槽への付け替え促進 補助対象基数317(新設207基、付替え110基)。今までは交付額の低いくみ取り便槽からの付け替えについても単独処理浄化槽からの付け替えと同様の補助率として、古い施設からの転換を促進する。	下水道課

第3次島田市環境基本計画の取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	本年度計画	担当課
67	4-1 生活環境の保全	②大気の保全	市内の定点における大気質の常時監視等を継続し、調査結果を広く公表します。	市内における二酸化硫黄濃度の常時監視を継続する。	環境課
68	4-1 生活環境の保全	③良好な生活環境の確保	公害苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入調査などの適切な指導を行います。	公害苦情に対する対応と立入調査の実施。	環境課
69	4-1 生活環境の保全	③良好な生活環境の確保	事業者と環境保全協定を締結し、公害の未然防止を図ります。	環境保全協定締結事業所の増加を図る。	環境課
70	4-2 ストックとしての価値の向上	①コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり	持続可能な都市経営を行うため、「島田市立地適正化計画」や「島田市地域交通計画」(策定中)に基づいた、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。	<都市政策課> 島田市立地適正化計画に基づき、居住誘導区域への居住誘導及び都市機能誘導区域への都市機能の誘導と充実を図るため、本計画の趣旨と必要性について講座等を通じて市民に周知し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについて理解を広げる。	都市政策課
70	4-2 ストックとしての価値の向上	①コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり	持続可能な都市経営を行うため、「島田市立地適正化計画」や「島田市地域交通計画」(策定中)に基づいた、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。	<生活安心課> 島田市地域公共交通の策定に向け、作業を進めていく。必要に応じ、公共交通網の調整を行う。	生活安心課
71	4-2 ストックとしての価値の向上	②ウォーカブルなまちづくり	既存の道路や歩道等の都市空間を活用した、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進するため、道路段差の解消や歩行者、自転車走行空間の整備を推進します。	<建設課> 都市空間を活用したまちを形成するために都市再生整備計画を作成し、計画事業の交付申請手続きを行う。また、自転車走行空間の整備を進めるため自転車ネットワーク計画を策定する。歩道などをバリアフリー化し利便性や安全性の向上を図る。	建設課
71	4-2 ストックとしての価値の向上	②ウォーカブルなまちづくり	既存の道路や歩道等の都市空間を活用した、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進するため、道路段差の解消や歩行者、自転車走行空間の整備を推進します。	<都市政策課> 都市空間を活用したまちを形成するために都市再生整備計画を作成し、計画事業の交付申請手続きを行う。また、自転車走行空間の整備を進めるため自転車ネットワーク計画を策定する。歩道などをバリアフリー化し利便性や安全性の向上を図る。	都市政策課
72	4-2 ストックとしての価値の向上	②ウォーカブルなまちづくり	移動の円滑化に向け、MaaSの導入について引き続き調査・研究を行います。	地区ごとに異なるニーズに合わせた、新たな公共交通の導入に向け、引き続き調査・研究を行う。	生活安心課
73	4-2 ストックとしての価値の向上	③グリーンインフラやEco-DRRの推進	多自然川づくり、田んぼダムなど、自然環境のもつ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用するグリーンインフラや、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)について調査・研究を行います。	本年度も引き続き、流域関係者と連携し自然環境に配慮した計画及び整備を推進していく。	建設課
74	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	①環境教育の推進	学習指導要領に則した関係教科等での継続した環境教育や自然体験教室を実施するほか、エコクッキングの普及、食品ロス削減の普及啓発に努めるとともに、SDGsを考慮した健康づくりに関する取組を検討します。	<学校教育課> 各学校の実状に応じて、総合的な学習の時間や関連教科において環境に関わるテーマを取り上げ、環境教育を実践する。	学校教育課
74	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	①環境教育の推進	学習指導要領に則した関係教科等での継続した環境教育や自然体験教室を実施するほか、エコクッキングの普及、食品ロス削減の普及啓発に努めるとともに、SDGsを考慮した健康づくりに関する取組を検討します。	<社会教育課> 市内の小学校に在学する4年生から6年生の男女を対象に、自然とのふれあいを目的とする「しまだガンバ！」の野外活動体験として「ウミガメ放流体験」を実施する。	社会教育課

第3次島田市環境基本計画の取組内容

No.	基本施策	施策	計画書記載の取組内容	本年度計画	担当課
74	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	①環境教育の推進	学習指導要領に則した関係教科等での継続した環境教育や自然体験教室を実施するほか、エコクッキングの普及、食品ロス削減の普及啓発に努めるとともに、SDGsを考慮した健康づくりに関する取組を検討します。	<健康づくり課> 地域での健康教育・出前講座や働く場の企業、地域の子育てグループ、居場所等の場において低栄養予防や免疫力向上の食事や食材を含めた栄養教育及びエコクッキングや食品ロス削減の普及啓発を行う。	健康づくり課
75	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	①環境教育の推進	環境保全活動に取り組む市民・事業者を環境人材バンクに登録し、環境に関する各種講座・体験教室及び学校教育現場に派遣します。	環境人材バンク制度を周知し、登録者や利用者を増やしていく。また、市の事業としても田代の郷環境ゼミナール、田代の郷野鳥ギャラリー、夏休み親子環境学習講座等においても共同事業として実施していく。	環境課
76	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	②人材育成	環境保全に関する交流の場を提供し、環境保全活動に興味を持つ市民や団体の支援や、子どもたちの環境保全活動の推進・支援に努めます。	地球温暖化抑制や省エネルギー、ごみ減量につながるイベントの開催を検討する。	環境課
77	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	②人材育成	地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業を推進します。	アース・キッズ事業を実施し、500人以上の参加を目指す。	環境課
78	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	③環境情報の発信・活用	広報紙、ホームページなどの多様な広報媒体を活用して、環境関連情報の提供に努めます。このほか、環境月間における広報活動に取り組みます。	島田市公式LINEや広報しまだを活用し、環境に関するイベントや環境情報を市民に周知啓発する。	環境課